

○尼崎市公文書の管理等に関する条例（抜粋）

令和4年3月9日

条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 公文書の管理（第4条―第12条）
- 第3章 特定歴史的公文書の保存、利用等（第13条―第30条）
- 第4章 尼崎市公文書管理委員会（第31条―第38条）
- 第5章 雑則（第39条―第42条）
- 第6章 罰則（第43条）

第4章 尼崎市公文書管理委員会

（設置）

第31条 公文書の管理等に関する事項について調査審議その他の行為をさせるため、市長の附属機関として、尼崎市公文書管理委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第32条 委員会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）不服審査法の規定により不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項（利用決定等審査請求に係るものに限る。）を処理すること。
- （2）第25条第1項、第3項又は第4項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- （3）第29条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、公文書の管理等に関する重要な事項で市長が必要と認めるものを処理すること。

（組織等）

第33条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第34条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第35条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(部会)

第36条 委員会は、必要に応じ、第32条第1号及び第2号に掲げる事務を処理させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員3人以上で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 第34条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第34条第3項中「委員が」とあるのは「部会に属する委員が」と、前条第2項及び第3項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と、同条第4項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(意見の聴取等)

第37条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（部会にあっては、その属する委員）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第38条 第33条から前条までに規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が定める。